

## 第3回相模川川づくり行政連絡会

### 1. 開会

#### ○ 神奈川県 河川課

それでは皆様、本日は大変お忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより相模川川づくり行政連絡会を開会させていただきます。

私は本日の進行役を務めさせていただきます、神奈川県県土整備局河川課の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。資料目録もございますけれども、ちょっと見ながら確認をさせていただきます。

本日の議事次第、本会の名簿、三つ目が相模川行政連絡会の座席表になっております。続きまして、本会の規約。続きまして、資料1としまして、本河川整備計画の原案。資料2としまして、当面の進め方。参考資料1としまして、この計画原案の概要となっております。参考資料2としまして、河川整備の効果についてという資料です。参考資料3-1、学識経験者、関係する住民、関係県及び流域自治体からいただいたご意見に対する関東地整及び県の考え方という資料。参考資料3-2、学識経験者からいただいた意見。参考資料3-3、関係する住民からいただいた意見。参考資料3-4、関係県及び流域自治体からいただいたご意見。

以上となっております。不足等ございますか。もしございましたら会の途中でも事務局にお申しつけください。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

### 2. 挨拶

#### ○ 神奈川県 河川課

議事次第2としまして、国土交通省京浜河川事務所長、服部よりご挨拶申し上げます。

#### ○ 京浜河川事務所 事務所長

皆さん、おはようございます。京浜河川事務所長の服部でございます。

日ごろ、神奈川県及び国の相模川・中津川の整備に御協力いただきまして、ありがとうございます。今日ようやく、前回骨子を見ていただいてから原案をまとめるところまでできました。これまで皆さん御検討いろいろありがとうございます。今日、骨子についていただいた意見も反映しながら、原案をお示しするに至ったんですけれども、これについて、これからご説明申し上げます内容をよく見ていただいて、気になるところ、

意見等々いただければと思っています。

本日、実りあるいい日になるように御意見いただければと思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。

○ 神奈川県 河川課

ありがとうございます。

議事に入る前に、本連絡会の資料及び議事録について、連絡会後に公開したいと考えておりますので、本連絡会の規約第7条に基づき、連絡会に諮りたいと考えております。

連絡会開催後、本日の連絡会資料は公開するものとし、また議事録についても事務局で作成し、出席したメンバーの確認を得た後、公開するものとし、これにつきまして、皆様方の御意見はございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 神奈川県 河川課

それでは異議なしということで、公開することとさせていただきます。

また、本日の出席につきましては、お配りしております席次表にかえさせていただきます。

3. 相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）

○ 神奈川県 河川課

それでは、議事次第3に移らせていただきます。

相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）についてと4の当面の進め方について、事務局から御説明をお願いします。

○ 京浜河川事務所 計画課

京浜河川事務所計画課の四條と申します。資料を御説明させていただきます。では着席させていただきます。

まず、参考資料を幾つか御用意させていただいておりますけれども、参考資料3のセットをまずお手元に御用意いただければと思います。こちらは昨年度から行政連絡会立ち上げさせていただいて1回目、今年の夏2回目と御意見いただいたものを整理させていただいているものです。

参考資料3-2につきましては、学識経験を有する者からいただいた御意見ということで、有識者会議の議事録、これはホームページで既に公表しているものですが、それをとじたもの、それから3につきましては、関係している住民からいただいた御意

見ということで、骨子のパブリックコメントでいただいた御意見になっています。それから、参考資料3-4ですけれども、関係県及び流域自治体からいただいた御意見ということで、この行政連絡会でいただいた御意見ということで、1回目、2回目の議事録、こちらホームページで公開させていただいておりますけれども、その資料をつけさせていただいております。その御意見をいただいたものに対して、私ども関東地方整備局と神奈川県のお考え方について整理させていただいたものが参考資料3-1というものでございます。

めくっていただきますと、一番左側に章立て、真ん中に御意見、一番右側に整備局と神奈川県のお考え方と、こういったところで、いただいた御意見を体系的に整理させていただいて、それに対する考え方というのをお示しさせていただいております。こういった御意見を踏まえまして、今回御提示させていただいている原案を作成したというふうに御理解いただければと思います。

それでは、原案の説明をさせていただきます。資料1と参考資料1をお手元に御用意ください。

参考資料1につきましては原案の概要ということで、原案の内容についてパンフレット形式で取りまとめたものになっています。項目も原案の章立てと同じようにあわせた形で、写真と表を用いて多少わかりやすく取りまとめたものとなっていますので、お手元に御用意いただければと思います。

それでは、資料1の原案でございます。

めくっていただきまして、最初に目次でございます。原案の方向性を簡単に御説明させていただきますと、1章としまして、相模川・中津川の概要、2章としまして、河川整備の現状と課題、3章としまして、河川整備計画の対象区間と期間。4章としまして、目標に関する事項。5章としまして、実施に関する事項。6章としまして、その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項。

それから附図としまして、1から3まで諸元表、断面形状図、施行の場所をお付けしているということで、全体の構成はこういった形になってございます。

それでは、めくっていただきまして、1ページ目からです。

流域及び河川の概要ということでお示しをさせていただきます。こちら参考資料1、パンフレット形式の1ページ目をごらんいただきますと、相模川流域図ということで図面、それから流域の上、中、下流の写真などをお付けしているといったようなところでございます。

それから、めくっていただきまして、資料1の4ページ目18行目から治水の沿革。こちら、過去の主な洪水について、5ページ以降それぞれ掲載をさせていただいております。

それから、また飛んで9ページ目、こちらから利水の沿革。

それからめくっていただいて、11ページ目、24行目から河川環境の沿革。向かって

右のページ 19 行目から土砂管理の沿革ということで、沿革について整理をさせていただいています。

事前にお示しさせていただいている資料から多少語句の修正ですとか、そういったことをしていますので、前回より多少行数ですとか、ページが多少異なっているところがありますので、御了承いただければというふうに思います。

それから、14 ページ目から河川整備の現状と課題というところで、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題というところで、表 2-1、堤防の整備状況をお示ししています。

また、めくっていただきますと、15 ページ目、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨を契機にして取りまとめた優先的に整備が必要な区間、また危機管理型ハード対策として堤防構造を工夫する対策を行う区間といった表をおつけさせていただいています。

16 ページ目、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題ということで、主要地点の流況ですとか水利用の状況についてお示しをさせていただいています。

めくっていただきまして、17 ページ、河川環境の整備と保全に関する現状と課題ということで、水質、近年は環境基準を達成しているということで、こちら参考資料、パンフレットの 4 ページを見ていただきますと、4 ページ下段のところに水質の状況ということで、相模川・中津川における BOD の経年変化ということで、基準をクリアしてほぼ横ばい状態になっているといったところでお示しをさせていただいております。

18 ページから自然環境、めくっていただきまして、19 ページ、20 ページと河川空間の利用、景観といった事項についてお示しをしています。

それから 20 ページ、33 行目、河川維持管理の現状と課題といったようなところでお示しをさせていただいています。

めくっていただきまして、22 ページ目、26 行目から土砂管理の現状と課題ということで、相模川上流から河口・海岸まで土砂管理に関する課題が顕在化しているということで、お示しをさせていただいています。

めくっていただいて、23 ページにつきましては、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害で明らかになった課題、向かって右のページからは気候変動の影響による課題ということで、お示しをさせていただいています。

めくっていただきまして、25 ページです。こちらから整備計画の対象区間と期間ということで、参考資料 1 パンフレットの 7 ページをごらんいただきますと、骨子でもお示しさせていただいていた対象区間の図、少し見づらいですがけれども、お示しをさせていただいているところがございます。

戻っていただきまして、25 ページ、10 行目から対象期間ということで、整備計画の対象期間は、概ね 30 年間とします。必要がある場合については対象期間内であっても適宜見直しを行っていきますということを記載させていただいています。

向かって 26 ページ、こちらから整備計画の目標に関する事項でございます。

めくっていただきますと、27 ページから洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標ということで、16 行目、相模川につきましては、洪水に対して、河川整備計画の目標流量を厚木地点、こちら県管理区間でございますけれども、戦後最大洪水である昭和 22 年 9 月洪水（カスリーン台風）と同規模の  $6,900\text{m}^3/\text{s}$  とし、このうち、河道整備において対象とする流量は  $6,100\text{m}^3/\text{s}$  とし、洪水による災害の発生防止又は軽減を図る。それから、下流の国管理区間につきましては、上下流の治水安全度のバランスを考慮して、目指す安全の水準は、全国の他の河川における水準と比較して同程度の水準である概ね年超過確率  $1/50$  とし、このうち、河道整備において対象とする流量は河口地点において  $7,200\text{m}^3/\text{s}$  とし、洪水による災害の発生防止を図ることを目標とします。

27 行目、中津川です。洪水に対しては、河川整備計画の目標流量を相模川本川の戦後最大洪水である昭和 22 年 9 月洪水（カスリーン台風）と同規模の  $1,000\text{m}^3/\text{s}$  とし、このうち、河道整備において対象とする流量は  $500\text{m}^3/\text{s}$  とし、洪水による災害の発生防止を図るというふうにお示しをしています。

向かって 28 ページ目ですけれども、流量配分図をお示ししています。

めくっていただきまして、29 ページ目です。河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標としまして、流水の正常な機能を維持するために必要な流量ということで、地点別、期別をお示ししているというところです。14 行目から河川環境の整備と保全に関する目標ということで、水質、自然環境の保全・再生、人と河川との豊かなふれあいの確保といった項目について記載をさせていただいています。

30 ページ目、7 行目、総合的な土砂管理に関する目標ということで、相模川の流域の源頭部から海岸まで土砂移動環境の現状と課題を把握して、実効性のある対策を実施していくといった目標をお示ししているところです。

めくっていただきまして、31 ページ目です。こちらから河川整備の実施に関する事項というところで、施行をする具体の場所等をお示ししているところでございます。5. 1 としまして河川工事の目的、種類及び施行の場所といったところで、31 ページ、32 行目ですけれども、こちらから相模川（国管理区間）ということで、先ほどもありました前回会議等で平塚市さん、茅ヶ崎市さんをはじめとして、堤防の早期整備といったところで御意見をいただいているところでございますけれども、そういったところを踏まえまして堤防の整備について記載をさせていただいています。

こちら、資料 1 の一番最後のページ、附図の 3-1 となつてございますけれども、こちらに洪水対策等に関する施行の場所というところで、施行の箇所をお示ししてございます。それから同じものを参考資料 1 のパンフレット形式のもの 9 ページ、10 ページ目、見開きで施行する箇所をポンチ絵でお示ししてございます。

それから 32 ページ目、3 行目、河道掘削というところで、これも前回会議で平塚市

さんから河床の堆積土砂の撤去を進めてほしいといった御意見もいただいております。そういったことを踏まえまして、河道掘削について記載をさせていただいています。

以下、侵食対策、高潮対策、めくっていただきまして、33 ページから地震・津波遡上対策、内水対策、施設の能力を上回る洪水を想定した対策といった、それぞれの項目について記載をさせていただいているところでございます。

#### ○ 神奈川県 河川課

次に、相模川の神奈川県の管理区間及び中津川の神奈川県管理区間について、神奈川県の河川課の伊藤から御説明をさせていただきます。

34 ページでございます。1) として堤防の整備ということで、表5-7にお示ししております、堤防の整備に係る施行の場所ということでございます。整備実施中ということで上郷、新田宿といったところが示されているところでございます。

先ほども御説明がありましたが、これも参考資料1の10 ページを見ていただければと思います。また、附図3、一番最後のページにも載っております。

35 ページをお開きください。河道掘削でございます。河道掘削におきましても表に示されているとおりでございます。11 行目、固定堰の改築でございます。固定堰につきましては表のとおりでございますが、磯部頭首工、距離にして22.2k 付近でございますが、この固定堰の可動化等の改築を行うとしております。

36 ページでございます。4) 橋梁架替でございます。33.2k 付近諏訪森下橋という橋を架けかえることとして考えてございます。

5)、6 行目ですね、侵食対策でございます。これにつきましては表のとおりでございます。護岸による低水路の安定化や堤防防護のため水衝部に関する調査・モニタリングを継続的に実施し必要な対策を実施してまいります。

次のページ 37 ページでございます。6) 地震対策ということで、適切な維持管理を実施してまいります。7) 施設の能力を上回る洪水を想定した対策ということで、ここに記載のとおりでございます。県管理の区間は以上でございます。

#### ○ 京浜河川事務所 計画課

続きまして、37 ページ目 14 行目からでございます。河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項としまして、適正な利用機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化、地球温暖化に伴う気候変動に伴う対応について、関係機関と調整を行うといったようなことについて記載をさせていただいています。

19 行目から河川環境の整備と保全に関する事項としまして、水質の改善対策、隣のページから自然環境の保全と再生といった項目、それから人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備ということで、これも以前の会議で相模原市さん、厚木市さん、寒川町さん、愛川町さん等をはじめ、中流部の自治体の方に御意見をいただいております、地域

のニーズを踏まえた整備をしてほしいといった御要望をいただいておりますので、そういったことを踏まえて、こちらに記載をさせていただいているといったようなところでございます。

それから 38 ページ目から河川の維持の目的、種類及び施行の場所としまして、めくっていただきまして、こちらの項目は我々が管理している堤防ですとか、河川管理施設、それらの施設の維持管理について、それぞれの項目についてお示しをしているといったようなところでございます。

40 ページには維持管理する施設の表、めくっていただきまして 41 ページも同様に県管理区間の維持管理する床止めの表といったようなことでございます。

41 ページ、3 行目からダム of 維持管理としまして、向かって右のページに、城山ダム、宮ヶ瀬ダム、城山ダムの維持管理を適切に行っていきますということで、ダム、それから導水路についてお示しをしています。そのほか、許可工作物の機能の維持、不法行為に対する監督・指導といった項目。

それからめくっていただきまして、43 ページ、1 行目から洪水予報、水防警報等の発表、それらについて、それから堤防の決壊等の復旧対策、そういったものについてお示しをしています。

めくっていただいて、45 ページ目、こちら 28 行目から洪水氾濫に備えた社会全体での対応ということで、「相模川大規模氾濫に関する減災対策専門部会」、また、「神奈川県大規模氾濫減災協議会」といったそれぞれの取り組みについて、こちらにそういった取り組みを記載させていただいていると。こういったようなところでございます。

めくっていただきまして、47 ページ目です。37 行目から河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項としまして、お示しをさせていただいております。

48 ページ目、14 行目から河川環境の整備と保全に関する事項としまして、水質の保全、自然環境の保全、めくっていただいて、河川空間の適正な利用、水面の適正な利用、景観の保全、環境教育の推進といった、それぞれの項目をお示ししております。

50 ページ目、17 行目、ホームレス対策ということで、厚木市さんからホームレス対策についての記載、御意見をいただいております。この項目が漏れておりましたので、その項目について追加をさせていただいているところでございます。

22 行目から総合的な土砂管理に関する事項としまして、土砂還元量の増加、土砂移動の不連続性の是正、それから実施する対策・モニタリングについてお示しをさせていただいているところでございます。

52 ページ目、その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項としまして、流域全体を視野に入れた総合的な河川管理、地域住民、関係機関との連携・協働、ダムの水源地域の活性化といったような項目についてお示しをさせていただいているところでございます。

めくっていただきまして、以降は附図になってございます。附図 1 が計画の諸元表、

附図2が堤防断面形状図、附図3が先ほども御説明しました、洪水対策等に関する施行の場所と、こういったような形で記載をさせていただいているところでございます。

それから、参考資料2をお手元に御用意いただければと思います。

相模川における河川整備の効果についてということで、水害リスク評価の試行といったようなところでございます。

めくっていただきまして、この試行をやるに当たっての背景を記載させていただいています。平成27年8月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣宛てに、「水災害分野における気候変動適応策のあり方について～災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ～」というものが答申されました。この答申の中では、想定最大規模の外力までの水害リスクを評価し、社会全体で水害リスク情報を共有し、ハード・ソフト両面から対策を進めていくことが示されているところでございます。

今回お示しさせていただいている資料ですけれども、平成27年7月の水防法改正を踏まえまして、さまざまな規模の外力による浸水想定を策定し、国管理区間では平成28年5月30日、県管理区間では平成29年3月31日に浸水想定区域図を公表したところでございますけれども、今回公表した、先ほど御説明した相模川・中津川河川整備計画原案に定めた施設整備が完了した場合に、水害リスクの変化を試行的にお示しさせていただいたものでございます。こういった試行を踏まえて、水害リスク情報のわかりやすい提示に努めてまいりたいというふうに考えています。

2ページ目から計算条件ということで、シミュレーションを行う上での施設や河道の条件、それから確率規模別の外力条件ということで、整備計画規模として1/50、基本方針規模として1/150、さらにそれを上回るものとして1/500と、3ケースについてお示しをさせていただきます。

めくっていただきまして、3ページ目、こちらは先ほどの附図3等と同じで施設整備の位置図をお示したものです。

下のページ、4ページ目が氾濫シミュレーションのブロック分割ということで、支川合流等のところで分割をして、左右岸で五つのブロックに分けて検討させていただいているといったようなところでございます。

めくっていただきまして、5ページ目からシミュレーションの結果というところで、各ブロックごとに確率規模別の状況をお示ししています。左から1/50の上の段が現況の評価ということで、現況河道で1/50の確率規模のときにどういった氾濫をするかといったようなものが上の段になっています。真ん中が1/150、右が1/500ということです。

下の段、整備後の評価となつてございますけれども、整備計画原案でお示した施設整備が済んだ後の河道で、どのような確率規模の洪水が起こったときにどういった氾濫になるかというのをお示ししています。

右側のグラフです。想定被害曲線というところで、一般的にリスクカーブと呼ばれて



いますけれども、上から被害額、確率と被害額の表、それから真ん中が確率と浸水面積、水深3m以上の水深面積、下の段が水深3m以上の浸水人口といったところで、三つのリスクカーブをお示ししています。

こちらの見方ですけれども、現況河道の場合の被害額、浸水面積等が赤い折れ線になってございます。下の青い線が整備計画で整備を行った後の被害額の面積、浸水人口といったようなところで、見ていただきますと現況が赤よりも青い線のほうが下になってございますので、見方としましては施設整備をしたことによって、逆にリスクが高くなっているといったようなことではなくて、被害額、面積等も抑えられているというのがこのグラフを見てとれるかというふうに思います。

以下、6ページ目からL2ブロック、めくっていただきますとR1、R2、R3ということで、各ブロックについて氾濫の状況、それからそれぞれのリスクカーブをお示しさせていただきますが、いずれのブロックにおきましても赤の現況河道よりも整備計画のほうが下回っているといったような結果になってございます。

こういった計算の結果を踏まえまして、また上下流、左右バランスも考慮しながら、着実にハード対策を進めていこうと。また想定を上回るような大きな洪水規模についても危機管理型ハード対策ですとかソフト対策といったようなことで、一体的に、また計画的に洪水・氾濫に対する社会全体としての取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

#### 4. 当面の進め方について

##### ○ 京浜河川事務所 計画課

続きまして、資料の2でございます。当面の進め方としまして、お示しをさせていただきます。

一つ目、来週の12日火曜日に、第3回の有識者会議を開催し、12日同日づけて意見募集、パブリックコメントが始まります。翌年1月の16日まで意見募集をかけます。

それからまた、12日の同日づけて26日までの間に、公聴会における公述人の募集ということで神奈川県内に在住の方を対象に公述人の募集をします。

公述人の募集を踏まえまして、年が明けた1月14日、15日に公聴会を開催する予定で考えているところです。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

##### ○ 神奈川県 河川課

以上で事務局からの説明は終わりましたので、ここからは自治体の皆様から順番に御意見を伺いたいと思います。行政連絡会の名簿順に従いまして、御意見を伺いたいと思いますので、恐縮ですけれども、まずは相模原市さんからお願いしたいと思います。よ

ろしく願います。

○ 相模原市 水みどり環境課 課長

相模原市の水みどり環境課長の柿山でございます。よろしくお願いいたします。

計画の具体的な、直接的な御意見ということではございませんけれども、要望的なお話をさせていただければと思っております。

これまでの会議の中で、相模川市民の憩いの場であるとかスポーツを行う広場であるとか、皆さんに親しまれているものなので、地域の意見など聞いていただければということをお話しさせていただいておまして、先ほどの御説明にも、38ページにそれを踏まえて御記載いただいたというお話もありました。

今後、この整備計画の実施に当たりましても、流域の自治体であったりとか、関係機関、また地域の方とか団体の方の御意見をいただきながら、十分な事前調整とか情報共有をもとに、連携しながら進めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、先ほど参考資料2で御説明ございました、相模川における河川整備の効果について、水害リスクの評価（試行）ということでお示しをいただいております。これに書いてあるように、水害のリスクの大幅に減少する計画を実施することによって、大幅に減少するという予測になっておりますので、これにつきましては早期かつ着実な整備をお願いしたいというふうに考えております。

それともう1点なんですけれども、今回の整備計画、内容も豊富で、項目ごとに細部化して課題と目標が整理されておりますけれども、計画期間が概ね30年ということで長期の計画でございまして、総合的な計画になっているということは承知をしているところでございます。そうした中で、今後この計画を進めていく上で、河川整備については整備の箇所の優先度であったりとか、整備の目標年度などに関するような、実施計画とかアクションプランみたいなものの策定を想定されているのかなと考えております。そういうものが策定されるようであれば、あらかじめお示しいただくような形で進められてもよろしいのかなと思っておりましたので、一応そういう考えでございましてということをお伝えします。

以上でございます。

○ 神奈川県 河川課

ありがとうございました。

続きまして、平塚市さん、願います。

○ 平塚市 みどり公園・水辺課 担当課長

平塚市のみどり公園・水辺課、横尾と申します。よろしくお願いいたします。

特に意見というのはございませんので、この計画に沿って整備を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 神奈川県 河川課

ありがとうございました。

続きまして藤沢市さん、お願いいたします。

○ 藤沢市 河川水道課 課長

はい。藤沢市の河川水道課の平田と申します。よろしくお願いいたします。

藤沢市では小出川という相模川の支流がありまして、その上流域におきまして浸水被害が多発しております。支流の浸水対策につきましては、本流であります相模川の対策が必然となりますので、整備計画に基づいた治水対策をお願いしたいと思っております。

また、相模川は本市からもアクセスがよいため、より一層の自然環境の保全、河川空間の積極的な利用をお願いしたいと思っております。

以上です。

○ 神奈川県 河川課

ありがとうございました。

続きまして茅ヶ崎市さん、お願いいたします。

○ 茅ヶ崎市 下水道河川建設課 課長

茅ヶ崎市の下水道河川建設課長の山中と申します。

内容につきましては要望的になりますので、先ほど資料1の31ページにも反映させていただいたということで、茅ヶ崎市といたしましては相模川の左岸側の堤防整備が特に遅れておりまして、流域住民からは堤防の整備を強く要望されております。本計画に沿いまして早期の整備促進を図られるよう御配慮をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○ 神奈川県 河川課

ありがとうございました。

続きまして厚木市さん、お願いいたします。

○ 厚木市 河川ふれあい課 課長

厚木市河川ふれあい課課長をしております仲田と申します。よろしくお願いいたします。

いろいろと骨子の意見につきましては、厚木市からも大分御意見を出ささせていただきます。また今回、ホームレス対策の反映もさせていただきます。ありがとうございます。

あと、厚木市としては非常に相模川、中津川について関心が深い市ということもあって、いろいろと御意見を出させていただきます。この原案の中でちょっと気になっているところは、この原案の37ページになりますけれども、25行目の相模川水系河川環境管理基本計画、よく環管計画と言われてはいますが、これにつきましては、昭和63年に策定されていて、策定から29年が経過しているという状況でもございますし、宮ヶ瀬ダムができたとか、いろいろ環境の変化や市民ニーズ、川の利活用についても大分時代的にも変わってきているということもあって、この環管計画を、河川整備計画の原案の中に、河川整備計画に基づきということが書いてあるのですけれども、ここについては実際に大分時間が経過しているということもございますので、そのままこの計画を使うのではなく、その辺も配慮するとか参考にするとか、そういった表記とかはできないのかなというのが意見としてあります。

あとは細かくなりますけれども、49ページの高水敷の空間、利活用等についても適正な管理等を実施するためには低水護岸の整備というのも盛り込んでいただけたらということも思っております。

あと、50ページになりますけれども、不法投棄対策につきましては、地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動のシェアということになってはいますが、河川管理者が主体的に行って、実際に地域住民等の連携を図っていくような形で、主体的にやるようなところの表記にはできないのかなということも思っております。

あとは最後になりますけれども、三川合流点、51ページになりますけれども、土丹の露出に対しての土丹被覆等の対策、ここについては、今現在厚木土木さんのほうにきちっとやっていただいておりますので、せっかくやっていただいておりますので、水制工事というもの等には含まれているのかもしれませんが、やっていることはきちっと明記したほうがいいのかということ、厚木市としての意見とさせていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○ 神奈川県 河川課

ありがとうございました。

続きまして海老名市さん、お願いします。

○ 海老名市 建設部長

海老名市建設部長を務めております、御守でございます。よろしくお願いいたします。整備計画の原案説明ありがとうございました。

海老名市から 25 ページの計画対象期間についてでございますけれども、先ほどの説明で概ね30年間として、必要があれば適宜見直しを行うというような御説明でございました。先ほど、相模原市さんからも実施計画、アクションプランというお話がございました。具体的に実施をしていった状況の中で、定期的な見直しが必要ではないかと考えてございます。例えば、5年に1回程度といった見直しを実施していったらどうかというところでの意見とさせていただきます。

○ 神奈川県 河川課

ありがとうございました。

続きまして座間市さん、お願いいたします。

○ 座間市 都市部長

座間市の都市部長を務めております、北川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。日ごろはいろいろとお世話になっております。

まず整備の関係ですが、座間市西部域で相模川と接しているのですが、堤防の整備と護岸侵食対策引き続きお願いしてまいりたいと思います。

あと、河川敷の利用の件でございますが、今もグラウンドや水とみどりの河川広場等、活用させていただいております。いろいろ、またさまざまな要望がございますので、改めてまた要望させていただきたいと思いますが、国の方針として自転車利用の推進ということも、ここでうたわれてきておりますので、グリーンラインの整備につきましても、あわせてお願いをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 神奈川県 河川課

ありがとうございます。

続きまして綾瀬市さん、お願いいたします。

○ 綾瀬市 下水道部下水道課 課長

綾瀬市下水道課の野口です。よろしくお願ひいたします。

綾瀬市につきましては、相模川に直接接してはございませんが、今回の整備計画につきましては、特に意見はございません。実施に当たりましては関係市町村や地域の住民等、意見を聞きながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 神奈川県 河川課

ありがとうございます。

それでは最後に寒川町さん、お願いいたします。

○ 寒川町 都市建設部下水道課 課長

寒川町下水道課、畠山と申します。よろしくお願いいたします。

寒川町につきましては、こちらの原案について特段の意見というのはございません。

今後、パブコメであったり公聴会を経て策定に向かうと思うのですが、策定に至った際には、こちらの計画に基づいた案の事業を進めていただいて、災害の防止、軽減ですね、あとは河川環境の保全ということに関して、一層の取り組みをお願いできればというふうに考えております。

以上でございます。

○ 神奈川県 河川課

ありがとうございました。

なお、本日欠席の愛川町さんからの意見については事務局がかわって紹介をさせていただきます。

○ 事務局

事務局からご紹介させていただきます。愛川町さんから要望が1件、また意見が1件ということでございました。原文のまま読ませていただきます。

29 ページ、河川環境の整備と保全に関する目標、33 から 36 行目、37 ページ、河川環境の整備と保全に関する事項、21 から 29 行目についてでございます。

河川環境の整備と保全に関する事項におきましては、相模川水系河川環境基本計画に基づき適正な保全討議を図るとされておりますが、本町では現在町で策定した中津川リバーリフレッシュ構想の見直しを予定しているところがございます。本町内の河川敷の現況は時代の経過や宮ヶ瀬ダムの建設などにより、この河川環境管理基本計画が策定された昭和 63 年当時と比べ変化が生じておりますことから、この記述部分について本町の構想見直しに影響が生じるものと考えます。

しかし、河川環境の整備と保全に関する目標におきまして、沿川の自治体が立案する地位計画等と連携、調整を図り、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図ると示されておりますので、こうした中で本町の構想の見直しの調整をお願いしたいと考えております。

なお、より望ましい相模川、中津川の河川空間環境を創出するための具体的な計画の記述は、この河川環境管理基本計画が約 30 年前に策定されていることから適切であるかどうか疑問を感じております。

以上でございます。

○ 神奈川県 河川課

それでは、いただきました御意見に対して回答させていただきたいと思います。  
まずは国土交通省京浜河川事務所長さんからお願いしたいと思います。

○ 京浜河川事務所長 事務所長

京浜河川事務所の服部でございます。お答えいたします。

私たちの管理している区間の平塚市さん、茅ヶ崎市さん、寒川町さん、それと支川の関係で藤沢市さんの意見もまとめてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、この整備計画をつくったら、これに基づいてしっかりと進めてほしいといった御意見いただいたと思いますけれども、これについては責任を持ってしっかりとやってまいりたいと考えてございます。

また、相模川の堤防整備について、茅ヶ崎市さんから御指摘がありましたけれども、寒川町さんのところも同じだと思っております。そこについても整備計画を反映してございますので、これに基づいてしっかり今後もやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○ 神奈川県 河川課

ありがとうございます。

続きまして、神奈川県から回答をお願いいたします。

○ 神奈川県 河川課長

神奈川県の河川課長、鶴木と申します。よろしくをお願いいたします。それでは順次お答えさせていただきます。

相模原市さんから流域自治体との連携ですとか、あと着実な整備、あと策定後の実施に向けた取り組みについての考え方を示させていただきたいという御意見いただきましたけれども、原案の46ページの4行目から7行目にも記載させていただいているんですが、神奈川県ではこの5月に、神奈川県大規模氾濫減災協議会を設立したところでございます。本計画の実施に当たりまして、こういった協議会なども活用しながら流域自治体の皆様をはじめ、関係者の皆様と十分に連携しながら、着実に進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き御協力をお願いしたいと思っております。

次に厚木市さんから、「相模川水系河川環境管理計画」、環管計画の件で御要望が出ましたけれども、環管計画につきましては策定から約30年が経過しているということも踏まえまして、流域自治体の皆様や一般利用者の意見などを集約しまして、検討の必要性なども含めて、今後国と検討してまいりたいというふうに考えておりますので、引き続き御協力をお願いしたいというふうに考えております。

あと、低水護岸の整備についてでございますけれども、低水護岸を含む護岸の整備につきましても、原案の36ページの6行目から10行目に侵食対策ということで記載させ

ていただいておりますが、水衝部が堤防に接近している場合や、今後堤防に近接するおそれがある場合については、洪水等による侵食から堤防を防護するために、護岸による低水路を安定化させる低水護岸対策など必要な対策を実施してまいりますということで御理解いただければと思います。

次、不法投棄対策についてですけれども、河川管理者、流域市町村ともに、それぞれの役割分担の中で必要な対策を講じているというところでございますが、依然として不法投棄が多いという状況になっております。そういった状況の中で、不法投棄対策については河川管理者としても当然実施すべき内容であるということから、原案には殊さら記載はしていないんですが、その旨、御理解をいただければというふうに思います。

あと、三川合流地点の水制工について、明記したほうがよろしいんじゃないかというような御意見ですけれども、合流地点の土丹の露出については、51 ページの 10 行目から 11 行目、土丹の被覆等の対策を継続して実施するというふうに記載されていて、先ほど厚木市さんもおっしゃられたように等の中に含まれているという解釈で、この趣旨は今後水制工以外も含めて検討を実施していくという必要もあることから、水制工だけをあえて明記していないということでございます。

次に、海老名市さんから、5 年程度で見直ししていったらどうかというような御意見をいただきましたけれども、河川整備計画の見直しにつきましては、河川法に基づいて、流域の社会情勢の変化や地域の意向などを適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するというようにしております。原案ではその旨、記載しているというところでございます。

次、座間市さんから幾つか御要望いただきましたけれども、今後も市の御意見をお伺いしながら、必要な対策を着実に実施してまいりたいというふうに考えております。

寒川町さんから、河川計画に基づく整備、一層の取り組みということでいただいておりますけれども、本計画に基づきまして、災害の防止と軽減、河川環境の保全等に関する取り組みを進めてまいりますので、引き続き御協力をいただきたいと考えております。

あとは愛川町さんからの御意見も、先ほど厚木市さんと同様の環管計画に関することでございますけれども、これも先ほどの厚木市さんへの回答と同様で、今後、流域自治体の皆様や一般利用者の意見などを集約して、検討の必要性を含めて、国と検討してまいりたいということで御理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○ 神奈川県 河川課

ありがとうございました。

今の回答について何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)



○ 神奈川県 河川課

それでは、これまで自治体の皆様から御意見をいただいたところなのですが、次に神奈川県の関係機関の皆様にも御意見を伺いたいと思います。何か御意見等ございますか。

○ 神奈川県 環境農政局総務室 副技幹

神奈川県環境農政局総務室、福岡と申します。よろしくお願ひいたします。

整備計画の策定に係る手続に関し意見を出させていただきます。

本日、資料2により当面の進め方について御説明いただきましたが、一方で河川法に基づき河川整備計画を定めようとするときには、河川法の一部を改正する法律案の閣議決定に際しての覚書や、河川法の一部を改正する法律等の施行に関する関係行政機関等との連絡調整等についてなどにより、県河川部局と県農林水産担当部局との協議、また県河川部局と県環境担当部局との連絡調整、さらには県農林水産担当部局と、地方農政局との連絡調整を行うこととされております。これらの手続状況について、現在は事前協議の段階ですが、今後の県内における協議や連絡調整、また関東農政局との連絡調整の結果、河川整備計画原案を修正する必要がある場合は、手続の状況にかかわらず対応していただくようお願い申し上げます。

以上です。

○ 神奈川県 河川課

ありがとうございました。ほかに御意見ございますか。

○ 神奈川県 環境農政局 水産課 グループリーダー

神奈川県水産課の石井と申します。原案の22ページの32から36行目にあります、磯部頭首工という表現がありまして、その後35ページの10から15行目の表5-9では磯部頭首工のみの改築が記載されておりますが、これについて小沢頭首工の改修についての計画がありましたら説明願います。

以上です。

○ 神奈川県 河川課

ありがとうございます。ほかに何か御意見ございますか。

なければ、今いただいた御意見に対する回答を神奈川県からお願いしたいと思います。

○ 神奈川県 河川課長

それではお答えいたします。

環境農政総務室さんからの御意見でございますけれども、農政協議などの関係機関協

議、連絡調整などにつきましては、通達などに基つきまして適切に実施してまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

水産課さんからの御意見ですけれども、磯部頭首工や小沢頭首工の周辺の深堀れなどにつきましては、原案の 39 ページの 27 から 33 行目、河道の維持管理というところに記載されていますが、定期的に点検、巡視、測量などを実施し、侵食箇所については必要に応じて対策を実施してまいりますというところでございます。35 ページ、11 から 15 行目の磯部頭首工の改築ということですが、これは深堀れ対策ではなく、流下断面が不足している区間の流下能力向上を行うためのものがございます。小沢頭首工については改築の必要がないということで、ここには記載しないというところでございます。

以上です。

○ 神奈川県 河川課

ありがとうございました。

それでは、ほかに何か全体を通して御意見等ございましたらお願いします。

特にないようですので、最後の議事に移らせていただきたいと思います。

5. 閉会

○ 神奈川県 河川課

閉会の挨拶としまして、神奈川県県土整備局河川下水道河川課長の鶴木より御挨拶を申し上げます。

○ 神奈川県 河川課長

本日は長時間にわたりまして、相模川・中津川河川整備計画原案につきまして貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。今後も有識者会議、ふれあい懇談会、またパブリックコメント等、続いていきますけれども、引き続き皆様の御意見を伺いながら計画の策定を推進してまいりたいと考えております。

今後とも流域市町村と関係各課の皆様の御協力をぜひともお願いしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

○ 神奈川県 河川課

以上をもちまして、相模川 川づくり行政連絡会を閉会させていただきます。

本日はまことにありがとうございました。